

平成26年11月

宮古地区広域行政組合議員全員協議会会議録

平成26年 11月27日 開会

平成26年 11月27日 閉会

宮古地区広域行政組合

平成 26 年 11 月 宮古地区広域行政組合議員全員協議会

平成 26 年 11 月 27 日（木曜日）

午前 11 時 14 分開議

議事日程

1 報告事項

（1）議会運営委員会審議結果の報告について

2 協議事項

（1）宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

（2）宮古地区広域行政組合規約の一部を改正する規約（案）について

3 その他

（1）宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施について

出席議員（１３名）

１番	坂本	昇君	２番	伊藤	清君
３番	畠山	直人君	４番	黒沢	一成君
５番	佐々木	重勝君	６番	古舘	章秀君
７番	野舘	泰喜君	８番	宮森	鋭幸君
９番	落合	久三君	１０番	坂本	正君
１１番	山崎	泰昌君	１２番	小松山	久男君
１３番	松本	尚美君			

欠席議員（０名）

説明のための出席者

事務局 長	田崎 義孝君
総務課 長	大久保 一吉君
施設課 長	鈴木 登志美君
消防 長	野沢 浩二君
消防次長兼消防課長	及川 誠君
総務課 長	外舘 義博君

◎開 会

○議長（松本尚美君） 皆さん、おはようございます。

ご案内の時間より若干早いですが、おそろいですので、ただいまから会議を開会いたしたいと思います。

ただいまの出席議員は全員でありますので、これより議員全員協議会を開会いたします。

◎議会運営委員会審議結果の報告について

○議長（松本尚美君） 先ほど議会運営委員会が終わりましたので、議会運営委員長に審議結果の報告を求めたいと思います。

○議会運営委員長（落合久三君） おはようございます。

それでは、議会運営委員会での審議結果をご報告いたします。

最初に、議事日程でございますが、議長が開会宣言を行います。

次に、日程第 1 の会議録署名議員の指名につきましては、今回は 12 番の小松山久男議員、1 番、坂本昇議員を議長が指名いたします。

日程第 2 の会期の決定につきましては、会期は 11 月 27 日の 1 日間ということで、本会議に諮って会期を決定したいと思います。

日程第 3 は、議案第 1 号 平成 26 年度宮古地区広域行政組合一般会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

日程第 4 ですが、議案第 2 号 宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

以上が先ほど開いた議会運営委員会の審議結果でございます。

○議長（松本尚美君） 議会運営委員長の報告がありましたが、これにつきまして何かございますでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

○議長（松本尚美君） なければ次に移りたいと思います。

次に、本日の協議案件はお手元に配付されております。会議次第のとおり 1 件ございます。

それでは、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を協議したいと思います。

事務局の説明を求めたいと思います。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、本日の本会議に提案いたします、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、ご説明いたしますので、資料ナンバー 2 の 1 ページの改正の趣旨をごらんください。

宮古地区広域行政組合職員の給与等につきましては、従来から宮古市に準じることとしております。今般、宮古市が本年8月7日の国の人事院勧告を踏まえ給与改定を行うほか、通勤手当を改定することから、当組合も宮古市に準じて人事院勧告等の内容に鑑み、一般職の職員の給料月額等を改定しようとするものであります。

なお、給与改定の内容は、民間給与との較差解消を図るとともに、世代間の給与配分の観点から、若年層に重点を置きながら給料表の水準を引き上げること及び一般職の期末手当、勤勉手当の支給割合を年間0.15月分、再任用職員にあっては0.05月分引き上げ改定し、引き上げ分については、勤務実績に応じた給与の推進のため勤勉手当に配分をするものであります。

また、通勤手当について、交通用具使用者に係る手当の限度額を3万5,000円から3万8,300円に引き上げるものであります。

第2の条例案の内容でございますが、(1)は平成26年12月期の勤勉手当について、一般職の支給割合を現行100分の67.5から100分の82.5に、再任用職員の支給率を現行100分の32.5から100分の37.5に改定するものであります。

(2)は、通勤手当について、平成27年1月1日から交通用具を使用する職員の支給額の上限を3万5,000円から3万8,300円に引き上げるものであります。

(3)は、別表第1の行政職給料表及び別表第2の消防職給料表を平成26年4月1日にさかのぼって改定するものであります。

(4)は、平成27年度以降の勤勉手当の支給に当たっては、引き上げ改定分を6月期及び12月期に均等になるよう配分するため、一般職にあっては100分の82.5から100分の75に、再任用職員にあっては100分の37.5から100分の35に改定するものであります。

第3の施行期日等につきましては、本条例は公布の日から施行するものであります。ただし、通勤手当に係る改正部分は平成27年1月1日から、平成27年度以降支給する勤勉手当の支給割合は平成27年4月1日から施行するものであります。また、改定後の給料表は平成26年4月1日から適用するものであります。

2-1 ページ以降は本会議に提案する条例案でございます。

ただいま説明した内容と重複いたしますが、改めて説明をさせていただきます。

第1条の表の1の項、第19条第2項第1号、第2号は、一般職の職員、再任用職員の勤勉手当の支給割合を定めております。勤勉手当は、本条例並びに期末手当及び勤勉手当に関する規則において、6月期及び12月期の年間2回支給されることになっておりますが、第19条では1回当たりの支給割合を規定しております。この項の施行は公布の日からとしておりますので、この項の改正により、今年度は12月期に一般職の職員にあっては0.15月、再任用職員にあっては0.05月引き上げるものであります。

表の2の項第21条は、通勤手当について規定されております。第2項第2号に規定されている通勤手当の支給限度額を3万5,000円から3万8,300円に引き上げるものであります。この項は、平成27年1月1日から施行するものであります。

2-2 ページの別表第1、行政職給料表及び2-5 ページ以降の別表第2、消防職給料表は改定後の給料表で、平成26年4月1日から適用するものであります。

2-10 ページ、第2条は、先ほどの第1条の表の1の項において、勤勉手当の支給割

合を改正しておりますが、平成27年度以降にあつては引き上げ改定分を6月期、12月期に均等に配分するため、一般職にあつては支給割合を100分の82.5から100分の75に、再任用職員にあつては100分の37.5から100分の35に改正し、施行期日を平成27年4月1日とするものであります。

2－11ページには附則として、第1項は、ただいまご説明いたしました施行期日を、第2項は、給料表は平成26年4月1日にさかのぼって適用すること、第3項は、平成26年4月1日前の異動者等について、権衡上必要と認められる限度において号給の調整を行うことができること、第4項は、改正前に支給された給与は、改正後の規定による給与の内払いとみなすこと、第5項は、必要な事項は規則で定める旨規定をしております。

以上が、宮古地区広域行政組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の内容でございます。

○議長（松本尚美君） 田崎事務局長から説明がありましたけれども、何かご質問ございますでしょうか。

山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 二、三点お願いします。

この1ページ目、（1）が人事院勧告の通告で来ているんだと思うんですけども、この通勤手当について、この人事院勧告の分では給与の月額だけを変更で来ているはずだけれども、ここに通勤手当が出てきたことについての説明、お願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 通勤手当に関しましては、先ほども従前、宮古市に準じて改定を行っておりますということで局長のほうから説明をいたしました。通勤手当に関しては、宮古市はこの部分を県準拠にしているところでございます。

したがいまして、この間の県の勧告の中で改定すべきであるというような勧告がなされておまして、その後に、県のほうでは正式にその上限額として今回の3万8,300円という部分を出してまいりました。それで宮古市とも均衡を合せるということで、今回この第2項の部分に3万8,300円というところを載せているものです。

○議長（松本尚美君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） 今の件はそれでいい、それならそれでわかりました。

これ、つい先だって、山田のほうでも行ったばかりなんですけれども、そのときには特別職のほうまで来ていたんですけれども、そここのところの説明をお願いします。

○議長（松本尚美君） 大久保総務課長。

○総務課長（大久保一吉君） 特別職に関しては、私どものほうでは給料等、それが議員さんでは報酬になるわけなんですけれども、その部分の報酬額というのは、議長さんが幾ら、副議長さんが幾らという部分だけでございますので、期末、勤勉等はございません。そのために今回の特別職の報酬の改定はございませんので、よろしくお願いいたします。

○11番（山崎泰昌君） 了解です。

○議長（松本尚美君） あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） なければ、これで終わりたいと思います。

◎宮古地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（案）について

○議長（松本尚美君） 宮古地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（案）についてですが。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） 資料ナンバー 3、3 ページ別紙 2 の宮古地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（案）をごらんください。

本件は、平成27年度からごみ処理施設の基幹的設備改良工事を実施することから、宮古地区広域行政組合同規約の経費の支弁方法を規定している第15条第2項別表に、当該工事費及び地方債の元利償還における経費の負担割合を第22号として追加するとともに所要の整理をするものであります。

負担の割合として、宮古市68.30%、山田町16.67%、岩泉町10.64%、田野畑村4.39%と規定しておりますが、この割合につきましては、現在のごみ焼却施設を整備した際の負担割合の考え方を踏襲し、市町村ごとの可燃ごみ等の搬入量を基礎とした利用割と均等割の併用から算出したものでございます。

ただし、その割合につきましては、今回の整備内容が基幹的設備改良で、新設時と比較して均等に負担すべき整備内容が少ないことから、均等割を100分の10から100分の5とし、これに伴い利用割を100分の90から100分の95へ変更するものであります。

なお、利用割の算定基礎となる可燃ごみ等の搬入量につきましては、平成27年度から平成36年度までの将来推計量を採用しております。

11ページの規約変更に係る事務スケジュールをごらんください。

この規約の一部変更につきましては、構成市町村との協議が必要になりますが、その前段で、構成市町村はそれぞれの議会の議決を得る必要があります。議案の提案があった際にはご賛同いただきますようお願いをいたします。市町村議会の議決後、構成市町村と協議の上、変更の許可を県に届け出て、平成27年4月1日に変更後の規約を施行するものであります。なお、この件につきまして、市町村との事務的協議は終了しております。

以上が、宮古地区広域行政組合同規約の一部を変更する規約（案）についての説明でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（松本尚美君） 今、田崎事務局長から説明がありましたが、質問がございますか。いいですか。

（「はい」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） では、これについては終わりにしたいと思います。

◎宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施について

○議長（松本尚美君） 次に、宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施について、事務局の説明をお願いします。

田崎事務局長。

○事務局長（田崎義孝君） それでは、宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施についてご説明をいたします。

資料ナンバー４でございます。

インデックスがついておりますけれども、資料ナンバー４の①はプロポーザル実施公告案、②はプロポーザル実施要領、③は事業者選定基準書となっております。

初めに、②の３ページの４の選定日程をごらんください。

宮古清掃センターの基幹的設備改良の基本的な考え方につきましては、本年３月の議員全員協議会で、また事業の今後の予定につきましては、先月の議員全員協議会でそれぞれ説明をさせていただいております。その際、事業者選定につきましては、公募型プロポーザル方式により選定することとし、選定についての基本的なスケジュールとして、山口副管理者を委員長とし、学識経験者並びに構成市町村の衛生担当課長を委員とする事業者選定委員会において審議の上、11月下旬にプロポーザルの公告及び実施要領等を公表し事業者を募集すること、それから応募した事業者に対し、来年２月下旬頃技術ヒアリングを実施し、価格、技術の両面から優先交渉権者を決定し、平成27年５月頃工事請負契約を締結したい旨説明をさせていただいております。

今月12日に第２回目の事業者選定委員会を開催し、審議の上、記載のとおり具体のスケジュールとともに本プロポーザルに係る業者の参加資格要件、技術提案の評価項目と配点、プロポーザル実施要領、事業者選定基準などを本資料のとおり決定をいたしました。その上で、一昨日、25日でございますけれども、公募型プロポーザルを実施する旨、資料の①のとおり公告をいたしております。

左のページの３の参加資格要件をごらんください。

応募者の資格として（１）から（14）まで規定し、技術力、信用力を兼ね備えた事業者を募集するものでございます。このうち（２）では、宮古市、山田町、岩泉町、田野畑村いずれかの建設工事請負資格者名簿に登載されている者であること、それから（６）では、国、都道府県、市町村、一部事務組合において、当組合と同じ流動床式焼却炉に係る施設の新設または基幹的設備改良事業の元請としての施工実績が必要である旨規定をしております。これらを満たした参加資格者からは、６ページ（５）のとおり平成27年１月30日までに技術提案書類の提出を求めます。審査は７ページ、６の選定委員会により、７の優先交渉権者の特定に従って進められます。

初めに、（１）であらかじめ資格審査として参加資格要件を確認した上で、（２）技術審査の①の基礎審査として組合が示す発注仕様書の性能要件を満たしているかどうかの審査を行います。

次に、１の審査を合格した者について、８ページ②の非価格要素審査及び③の価格審査を行います。非価格要素審査の配点を60点、価格審査の配点を40点、合計100点とし、取得点数の最上位者を優先交渉権者とするものであります。

次に、資料４の③事業者選定基準書の３ページをごらんください。

非価格要素の評価項目・配点でございますが、表１の評価項目のとおり１施設計画・プラント計画、２環境計画、３運営維持管理、４地域貢献についての提案を受け、事業者選定委員会が右の配点に従い評価するものであります。これに価格審査として工事見

積額を提案してもらい点数化するものでありますが、本工事の見積もり限度額を消費税 8 % の税込 27 億円と設定しておりますので、これを上回る候補者は失格となります。

以上が、宮古清掃センター基幹的設備改良工事に係るプロポーザルの実施内容でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（松本尚美君） 今、事務局長から説明がございましたが、何か質問等ございますか。

落合議員。

○9 番（落合久三君） 先日の先進地視察で同様のことを見聞きしてきたんですが、今、田崎事務局長が述べた 8 ページ②の非価格要素審査 60 点、③の価格審査 40 点、この割合、60 対 40 というものの基本的な考え方、なぜ 60、40 にしたのかというのをちょっと少し説明願います。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 非価格要素と価格要素の配点、配分なんですけれども、ここにつきましては、まず 1 つは基幹的設備改良工事という特殊な部分がございます。その中で、今の既存の躯体等を利用する中での部分、その中でそれを含めて国から補助を受けるための二酸化炭素の削減、CO₂を 3 % 以上削減するという部分がございます。その特殊な部分ということもございまして、こちらの非価格要素、いわゆるメーカー側からの提案の部分を重視した形になってございます。

価格につきましても、この委員会の中でも協議がございましたが、この割合について余り、例えば非価格要素でも 70 %、価格要素 30 % にすると、価格が高くても、いわゆる見積もりいただいた金額が高くても、そのものが点数的に上位になってしまうというようなこともございまして、ある程度競争性も持たせるという意味で、ここの価格の部分については 40 % という形で、割合のほうは決めてございます。

○議長（松本尚美君） あとございますでしょうか。

内容が膨大なんで。

坂本議員。

○1 番（坂本 昇君） 1 件だけ。

今の評価項目の配点のところで、温室効果ガスを 3 % とは絶対要件ではないのですか。温室効果ガスを 3 % とやりながら、ほかのは全部よくても、これだけは 2 % にしかやれなかったら必要要件から外れるような気がするんですが、そこをお願いします。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この配点については、非価格要素の配分項目ということですから。その中でも配点を見ていただければと思うんですが、ここの CO₂削減 3 % というのは、10 点ということで割合を高くしてございます。最初ここにつきましては、ここをクリアしていただいた提案でないといけませんよということでございます。絶対条件です。

○議長（松本尚美君） 他にございますか。

山崎議員。

○11 番（山崎泰昌君） 参加資格要件のところで、今、事務局長が 2 と 6 を説明してくれましたけれども、これどっちもクリアする業者というのは、もうこの時点で相当数限

られてくると思うんだけど、実際問題として、現状で何社ぐらいあるか把握していますか。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 先ほど事務局長から説明がありましたこの要件に合致する業者、今4社ございます。

○議長（松本尚美君） 山崎議員。

○11番（山崎泰昌君） ちなみにこの4市町村の中でどこどこに入っているのかまず教えてください。

○議長（松本尚美君） 鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この4関係団体には全部登録しているところが4社、もう1社あったんですが、その1社は宮古市に登録していないので、この資格からは除いています。

○議長（松本尚美君） いいですか。

○11番（山崎泰昌君） わかりました。

○議長（松本尚美君） じゃ、私からいいですか。

今の参加資格要件の部分、2ページの（6）流動床式焼却炉に係るこの実績がないと応募できないよということなんです、流動床そのものは過去には多かったのかもしれませんが、どこまで施工実績というのはさかのぼるんですか、まず。そこを教えてください。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） この基幹的設備改良工事という工事メニューというのは平成22年にできたものでございます。ですので、流動床というのがまず第1条件。その次に、この期間に基幹改良の実績があったということです。約4年、5年のスパンでの実績になります。

○議長（松本尚美君） そうすると、平成22年以降の流動床の新設はほとんどないんだろうと思うんですが、基幹改良の実績がなければだめだということですね。

そうすると、22年時点で流動床を採用している施設がどれぐらいあったかということにも問題があるんですけども、そのときからもう足切りになっているというふうに見えるんですけども、そうすると過去にさかのぼって流動床の実績がないところは、新設の実績がないところは基幹改良に応募できない。

しかも、それ以降も当然イコールになっているということであれば、逆に焼却炉全体というよりもこの流動床式が結構縛りをかけてしまうのかな、競争性を高めないというか、低める結果になってしまっているのではないかなということなんです、流動床式を前提にするということは流動床式を扱っている方、それに対応している事業者でないとできないという大前提になるんですか、基幹改良そのものが。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） 焼却炉の形式といいますのは、ストーカ炉とあとは流動床式焼却炉、あと熔融炉という3つが主流であります。今全国的に見ますと、ストーカ炉が多い施設となっております。今回私どものほうでやろうとしているのは、平成3年に

建設されました施設が流動床式焼却炉というところであります。ですので、基幹的設備改良というのは、それをストーカ炉に変えるということはまず不可能になるわけでございますので、現在の流動床式焼却炉をそのまま踏襲というかそのまま継続して進めることになりますので、その実績があったということ。

あとは、流動床からストーカ炉に変える場合ですと、今の建物の中身を全部変えていかなければならないというような部分、また大がかりなものになりますので、経費的にも安く済む現在の焼却炉で進めることになります。

○議長（松本尚美君） その意味合いは何となく理解できるんだけど、私が聞いているのは、やはり流動床式を過去に新設、基幹改良じゃなくて新設で実績があるところということに広げても何ら問題がないんじゃないのかと。

要するに、今、平成22年以降の流動床の基幹改良の実績がなければ足切りしますよという話ですよ。だから、いわゆる流動床をストーカ炉に変えろとは言っていないんです。だから、流動床は前提であっても、施工実績というのは過去にもっとさかのぼってもいいのではないかという。何で22年で区切るんだというのも1つ。

もう一つは、流動床であっても、流動床を新設なり基幹改良したメーカー、事業者でなければ、この今回の流動床を前提とした基幹改良が本当にできないんだろうかというちょっと疑問があるものですから。

過去には恐らく流動床が主流だったかどうかわかりませんが、採用していたところというのはまたそれに対応する技術、これ前提として応募しても、応募を認めても、するしないは別にしても、認めても何も支障がなかったんではないのではないかなという素朴な疑問ですけれども。

変える変えないじゃないです、炉を変更するという意味じゃなくて。そこは何か国からの縛りがあるんですか。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） これにつきましては、参加資格要件につきましては、特に（6）の部分については、提案として、組合側から委員会のほうに提案させていただいているんですけれども、より確かな施設をつくっていただきたい、信頼性等を含めて実績のあった業者のほうがいいだろうというところですので、条件としてこちら事務局としての提案させていただきまして、委員会です承いただいたところでございます。

○議長（松本尚美君） じゃ、ちょっと違った聞き方したいんですけれども、平成22年以前に流動床なる方式でもって、焼却方式でもって実績がある事業者というのはどれくらいあると思われるんですか。

鈴木施設課長。

○施設課長（鈴木登志美君） ちょっとそこまでは把握はしてございません。ただ、基幹改良という補助メニューが出てきたのは先ほどお話ししたとおりなんですけれども、それ以前までですと、いわゆる廃棄物処理施設の寿命が15年から20年といった場合は、その施設は廃止して次新しい施設をつくる、それに対しての補助メニューだけだったものですから、それを躯体の部分は使えるんだから、そうやって基幹改良したらどうかという部分でまた新たな補助メニューが出てきたものですから、それに沿った形で事業を

進めていきたいと思います。

○議長（松本尚美君） それ以上ちょっと深まらないようなので、私のほうは終わります。
あとございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（松本尚美君） じゃ、これいいですか。基幹改良については。

じゃ、次。

野沢消防長。

○消防長（野沢浩二君） 私のほうからは消防出初め式についてでございます。資料のほうは配付してございませんけれども、恒例の当組合の消防出初め式を1月6日火曜日でございますが、10時半から1時間程度の予定で実施することにしてございます。皆様方には後ほどご案内をお送りいたしますので、出席のほうよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（松本尚美君） 出初め式のご案内のようですけれども、別に質問はないですね。
その他ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

◎閉 会

○議長（松本尚美君） なければ、以上をもって議員全員協議会を終了したいと思います。
終了します。

ご苦労さまでした。

午前11時50分閉会
